

20 監査公表第 15 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，平成 20 年 8 月 8 日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 12 月 18 日

福岡市監査委員	光 安	力
同	江 藤	博 美
同	竹 本	忠 弘
同	福 田	健

1 監査結果と措置の件数

20 監査公表第 6 号（平成 20 年 5 月 15 日付 福岡市公報第 5543 号 公表）分・・・21 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第6号(平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表)分
(事務監査)

1 局別監査

(1) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約事務の適正な実施及び検査について注意を求めるもの</p> <p>委託業務の発注については、計画的に行い、業務が完了したときは、福岡市契約事務規則をはじめ関係規程等に則り、契約関係書類に基づく完了検査により履行確認を的確に行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合は、速やかに必要な措置を指示するなど、契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成18年度「大岳生活館他1箇所点検業務委託」において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後、委託業務完了に伴う検査に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係規程等に則り適切に事務処理されたい。</p> <p>(ア) 履行期限内に施設の調査が完了していなかったにもかかわらず、履行期間内の日付での検査員による検査報告がなされており、不適切な事務処理となっていた。</p>	<p>委託契約事務の実施及び検査については、今後、福岡市契約事務規則その他関係規程等に則り適正な事務処理を行うよう担当職員に対し、次のとおり指示した。</p> <p>委託業務の実施にあたっては、事前に業者と十分な打合せを行い、履行期間内の完了を徹底する。</p>
<p>(イ) 成果品である点検結果データ等を保存した電子媒体(CD)の保存内容が不足しているにもかかわらず、履行確認を行わないまま、検査員による検査報告がなされており、成果品である電子媒体(CD)が完了していないまま完了と認めて委託料を支出していた。また、当該電子媒体(CD)の内容修正が履行期限を大幅に遅延していた。</p>	<p>成果品については、内容を十分確認すること。特にCD等の電子媒体が成果品に含まれる場合には確認を徹底する。</p>
<p>(ウ) 履行期間が9日間の短期間かつ年度末の時期となっており、余裕を持った履行期間の設定及び計画的な早期発注が必要であった。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>委託業務の発注については、計画的に行い、余裕を持った履行期間を設定する。</p>

(2) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>行政財産(漁港施設)について適正な管理を求めるもの</p> <p>公有財産については、その目的又は用途に従い適正に使用しなければならない。しかしながら、行政財産(漁港施設宮浦(土地))の現地調査を行ったところ、一部の土地において、車両等が放置されていた。</p> <p>行政財産については、その用途に従い最も効率的に使用できるよう、福岡市公有財産規則等に則り適正に管理されたい。</p> <p>(漁港課)</p>	<p>放置されていた車両等の所有者を調査し、その所有者に対し撤去指導を行い、7月2日までにすべて撤去が完了した。</p> <p>なお、今後については、漁港内に放置車両等が発生しないよう巡回監視を強化するなど、漁港の適正な管理に努めていく。</p>

(3) 福岡市選挙管理委員会事務局

監査の結果	措置の状況
<p>選挙の公費負担事務について、適切な事務手続を定めるよう求めるもの</p> <p>選挙の公費負担は公職の候補者の選挙運動に係る支出であり、支出事務については特に透明性を確保する必要がある。支出に当たっては、候補者やその契約相手方から提出された証明書や請求書等の記載内容に誤りがないかどうか、必要な場合は書類等により事実関係を確認しなければならない。しかしながら、西区選挙管理委員会事務局が行った平成19年度福岡市議会議員一般選挙の公費負担の支出事務において、公費負担された市議会議員一般選挙に係る燃料代のうち、走行距離に比した燃料の使用量や請求金額が他の候補者と比べて著しく大きく、請求内訳書での給油量が他の日の2倍程度に訂正されていたものがあったが、記載の誤りがないかを口頭で確認したのみで支出していた。市選挙管理委員会事務局からは、明らかに不自然な給油の状況があった場合は、確認できる資料の提出を求めるよう連絡されていたが、十分な確認がなされておらず、不適切な事務処理</p>	<p>選挙の公費負担事務については、請求にかかる諸様式の改正を行うとともに、「選挙運動の公費負担に関する支出事務処理要領」を策定した。</p>

<p>となっていた。 選挙の公費負担事務について、適切な事務 手続を定められたい。 (選挙課)</p>	
--	--

(4) 西区選挙管理委員会事務局

監査の結果	措置の状況
<p>選挙の公費負担事務において、十分な確認 を行うよう注意を求めるもの 選挙の公費負担は公職の候補者の選挙運 動に係る支出であり、支出事務については特 に透明性を確保する必要がある。支出に当た っては、候補者やその契約相手方から提出さ れた証明書や請求書等の記載内容に誤りが ないかどうか、必要な場合は書類等により事 実関係を確認しなければならない。しかしな がら、平成19年度福岡市議会議員一般選挙の 公費負担の支出事務において、公費負担され た市議会議員一般選挙に係る燃料代のうち、 走行距離に比した燃料の使用量や請求金額 が他の候補者と比べて著しく大きく、請求内 訳書での給油量が他の日の2倍程度に訂正 されていたものがあったが、記載の誤りがな いかを口頭で確認したのみで支出していた。 市選挙管理委員会事務局からは、明らかに不 自然な給油の状況があった場合は、確認でき る資料の提出を求めよう連絡されていた が、十分な確認がなされておらず、不適切な 事務処理となっていた。 選挙の公費負担事務に当たっては、記載内 容について十分な確認を行うよう注意され たい。</p>	<p>公費負担された市議会議員一般選挙に係 る燃料代については、関係者から聞き取り や確認できる資料の提出を求め、事実確認 調査を行った結果誤りが判明したので、過 払いについて戻入処理を行った。 選挙の公費負担事務については、市選挙 管理委員会事務局が新たに策定した「選挙 運動の公費負担に関する支出事務処理要 領」に基づき請求にかかる諸様式の記載内 容について十分確認を行うよう所属職員に 対して指導を行い、周知徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成17年度「自然共生型溜池（曽根崎池）整備工事」 （契約金額3,992万8,350円）</p> <p>本工事の盛土工の設計積算において、発生土を盛土へ流用し、不足分を購入することとなっていたが、購入土量の算出については土木工事設計標準歩掛等によると土量変化率を考慮することとなっているにもかかわらず変化率を考慮していなかった。土量変化率を考慮して購入土量を算出すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。 （農地整備課）</p>	<p>購入量に係る設計積算の適正化については、「土木工事設計標準歩掛」等に準拠した設計積算を行うよう関係職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>更に、設計精査を十分に行うよう研修の中で、再度、指示の徹底を図った。</p>
<p>b 平成17年度「鮮魚市場買荷積込所整備工事」 （契約金額1億1,737万3,200円）</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図서에交通誘導員の配置人員等を明示すべきで</p>	<p>交通誘導員の配置人員等の事項については、当初契約図書や同事項を変更した場合の変更契約図書に明示すべきことを、関係職員に対し研修し周知徹底を図った。</p>

<p>あった。 今後は、適正な設計積算を図りたい。 (鮮魚市場 課長(災害復旧等担当)関連)</p>	
<p>c 平成18年度「青果市場定温卸売場新設空調設備工事」 (契約金額2,241万7,500円) 本工事は青果市場卸売場内の一部を天井断熱パネル、シートカーテンで間仕切りを行い、そこに空調設備を設置することにより定温卸売場とする工事である。その設計を行うにあたっては、1業者より設計のための見積書等を徴集しそれを参考に設計しているが、設計書の内訳項目、使用資材及びその数量(根拠となる資料なし)は見積書と同一であった。また設計金額もその見積書を参考に決定していた。上記のように、定温卸売場として必要な能力、設計内容、設計金額を1業者の見積りをもとに決定しているが、複数社から資料を徴集したうえで比較検討し設計内容を決定すべきであった。 なお、この工事の設計内容は、1業者の見積り内容にある内訳項目、使用資材及びその数量をそのまま反映しているが、工事内容を独自に決定し設計するのが困難であるのならば、定温卸売場として必要な能力、仕様内容を提示した性能発注的方法も考えられた。 今後は、適正な設計積算を図りたい。 (青果市場 課長(災害復旧等担当)関連)</p>	<p>工事内容を独自に決定し設計できるものについては、複数社から資料を徴集したうえで比較検討し設計内容を決定すること、また工事内容を独自に決定し設計するのが困難なものについては、1業者の見積り内容にある内訳項目、使用資材及びその数量をそのまま反映するのではなく、仕様内容を提示した性能発注的方法等も検討していくことを関係職員に対し研修し周知徹底を図った。</p>
<p>(1) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの 平成17年度「青果市場卸売場棟他災害被害調査業務委託」 (契約金額716万1,000円) 本委託は、卸売場棟他の地震被害の調査及び改修方法の検討を主たる目的として委託されたものである。調査業務の報</p>	<p>委託で求めている事項については、発注仕様に沿って成果物に記載すべきであることを、関係職員に対し研修し周知徹底を図った。</p>

<p>告書において、委託目的の一部である予備調査、現地調査は行われてその結果は記載されていたが、主要目的でもある破損状況に応じた改修方法の検討結果が記載されていない報告書を成果物として受け取っていた。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(青果市場 課長(災害復旧等担当) 関連)</p>	
<p>(ウ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成18年度「金武地区農業用排水施設(1号排水路)整備工事」 (契約金額4,587万6,600円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>また同法第13条に基づき工事請負契約の当事者は再資源化等に要する費用等を書面に記載し相互に交付しなければならないこととされており、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、費用等の発生見込みがない旨の書面は交付されていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物が新たに発生したにもかかわらず、書面の記載内容について変更がされていなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p>(農地整備課)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する適正な施工管理及び契約事務については、同法の規定に基づき、発注者から福岡市長に通知書を提出し、内容の変更があった場合には書面による記載内容の変更を行うよう関係職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(2) 住宅都市局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成18年度「伊都土地区画整理事業女原今宿線橋梁築造工事（下部工）」 （契約金額8,533万2,450円）</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>（伊都区画整理事務所工事課）</p>	<p>交通誘導員の配置人員等の明示については、契約図書において配置人数を明確にするよう、課内会議で議論し意思統一を図った。</p> <p>また、設計変更に伴い交通誘導員の人員を変更する場合についても、同様に明示していくこととした。</p>
<p>b 平成18年度「香椎駅周辺土地区画整理事業側道3号線外道路築造工事」 （契約金額6,145万200円）</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員</p>	<p>交通誘導員の配置人員等の明示については、当初契約図書と同様に変更契約図書にも明示を行い、適正な設計積算に努めるよう課内会議で確認し、意思統一を図った。</p> <p>また、平成20年度からは、特記仕様書の作成手引を活用し、交通誘導員の配置人員等の明示を徹底することとした。</p>

<p>等を明確にしておくことが必要である。 本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。 発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。 今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(香椎振興整備事務所工事課)</p>	
<p>c 平成16年度「箱崎公園整備(その4)工事」 (契約金額9,573万3,750円) (a) 本工事の盛土工の設計積算において、ブルドーザ(普通21t級)を使用しているが、その分解・組立輸送費を計上していなかった。同費用を計上すべきであった。 今後は、適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>ブルドーザ(普通21t級)の分解・組立輸送費については、「土木工事標準積算基準書」に基づき適正に計上するよう課内会議を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(b) 本工事の盛土工は公園内の基盤整備に係る盛土であるので、機械による敷均し及び締固めの施工条件は路体で行うべきであったが、誤って施工条件を路床として設計積算をしていた。施工条件に合致した設計積算をすべきであった。 今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(公園建設課)</p>	<p>盛土の敷均し及び締固めの施工条件については、「土木工事標準積算基準書」に基づき適正に適用するよう課内会議を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(1) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成17年度「アイランドシティ中央公園休憩所新築(その2)工事」</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事については、同法の規定に基づき請負者から発注者に対する書面の交付及び発注者から福岡市長への通知書の提出が必要であることを</p>

<p>(契約金額2,745万7,500円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第12条の規定により請負者は発注者に必要事項を記載した書面を交付しなければならないとあるが、なされていなかった。それをうけて、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(公園建設課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>課内会議において確認するとともに、設計・監督を担当した財政局施設建設課に対して適正な手続きについて周知徹底を図るよう申し入れた。</p>
<p>(ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成18年度「小規模住宅地区改良事業 玄界島地区造成工事」</p> <p>(契約金額10億4,475万円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において廃棄物処理料の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(課長(玄界島復興担当)(現・企画管理課))</p>	<p>工事の設計変更については、建設工事請負契約書に基づき設計積算、契約事務が適正に行われるよう、職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p>	<p>契約図書への交通誘導員の配置人員等の明示もれについては、設計監督担当職員への研修を行い、今後は明示もれがないよう</p>

<p>平成18年度「福岡市動植物園再生事業管理運営ゾーン整備工事」 (契約金額5,558万2,800円)</p> <p>(a) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>周知徹底を図った。</p>
<p>(b) 本工事において給水設備工事を行ったが、「福岡市水道給水条例」によると、給水装置工事をする場合は、あらかじめ管理者の承認を受け、完了後に検査を受けなければならない。また排水設備工事も行ったが、「福岡市下水道条例」によると、排水設備の新設等をする場合は、あらかじめ市長の確認を受け、完了後に検査を受けなければならない。しかし、これらの手続きがなされていなかった。</p> <p>「福岡市水道給水条例」及び「福岡市下水道条例」を遵守し、これらの条例に定める手続きを行うべきであった。</p> <p>適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(動物園)</p>	<p>給排水設備に関する条例に定める手続きについては、設計監督担当職員への研修を行い、今後は手続きのもれがないよう周知徹底を図った。</p> <p>なお、本工事の給水装置工事については、その後に発注した別途工事と合わせて手続きを行った。</p>

<p>(オ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成18年度「伊都土地区画整理事業区画道路12 - 2 外道路築造工事」 (契約金額2億3,334万450円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、その変更の中で当初の設計積算上で一部計算漏れしていた人員も加えて積算を行い、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算及び契約事務に努められたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所工事課)</p>	<p>交通誘導員の配置人員等の明示については、契約図書において配置人数を明確にするよう、課内会議で議論し意思統一を図った。</p> <p>また、交通誘導員の設計変更については、今後設計図書の照査を十分に行い、計上漏れ等が無いよう努めていくと共に、契約書に定めのない部分の変更は行わないなど、適正な契約事務を行っていくよう周知徹底を図った。</p>
---	---

2 テーマ監査

農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>テーマに基づき発注課において契約がなされた工事110件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>起工書類の記載事項が適正でないもの、監督員が任命されていないもの、監督員が検査員となっていたもの、検査完了から支払いまでに相当期間経過して支払いとなっていたものなど、22件の工事について不適切なものが見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>工事にかかる適正な事務処理については、局内の工事担当職員を対象として研修を行い、周知徹底を図った。</p>